

(地 119)  
平成24年9月13日

都道府県医師会  
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長  
羽生田 俊

### 医療関係職種の医療機関採用時における免許証原本の確認について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

先般、医師免許を取得していないとみられる者が実在の医師になりすまし、東京都内の病院に雇用され、健診業務を行っていたことが判明いたしました。当該病院においては、これまで関係機関への報告・相談、健診結果の精査、受診者に対する通知や再受診の実施、再発防止策の措置等を行っております。

本年9月12日定例会見において、小職より本件に関する見解を示しましたが、患者や健診等を受けた方々の生命、身体に危害が及ぶことを防ぎ、また国民の医療に対する信頼を守るため、同様の事例の発生を防止しなければなりません。

全国の医療機関におかれましては、業務多忙の中恐縮ではありますが、医師・看護職員等の医療関係職種の採用時には必ず免許証原本の確認をしていただきたいと思います。

つきましては、誠に恐れ入りますが、貴会より管下医療機関に対して、採用時における免許証原本の確認を徹底するよう要請していただきたくお願い申し上げます。